主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求の事由は、刑訴法四三六条一項所定の再審事由にあたらない。 よつて、同法四四七条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定 する。

昭和五五年六月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官		横	井	大	Ξ
	裁判官	環		昌	_
	裁判官	伊	藤	正	己
	裁判官	寺	Ħ	治	郎